

1 助成率・助成上限額

世帯階層区分		バリアフリー改造	耐震診断	合計助成 上限額
		助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3/3	3,090円 6,240円	800,000円
B	生計中心者が当該年度市民税非課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000円
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度 市民税均等割のみ課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000円
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度 市民税所得割課税の世帯	2/3	2,000円 4,000円	533,000円
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7万円以下の世帯	1/2	2,000円 4,000円	400,000円
F	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7万円を超える世帯	1/3	1,000円 2,000円	266,000円

※生計中心者が給与収入のみの人で前年分の給与収入金額が800万円を超える人又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える人は対象外となります。

※バリアフリー改造の欄の助成率及び耐震診断の欄の助成額は、対象者の属する世帯の生計中心者（住居を同じくし実質的に同一生計を営んでいる世帯のうち、最も所得のある人）の課税状況により決定します。

※ 助成金の額

介護保険の住宅改修費、障害者日常生活用具給付又は難病患者等日常生活用具給付を優先します。箇所ごとの限度額を超えない範囲内の、対象工事に要する費用から、介護保険の住宅改修費等で優先する費用を控除した額に、1のバリアフリー改造の欄の助成率を乗じた額を助成します。（千円未満の端数は切捨て）ただし、対象工事に要する費用であっても、箇所ごとの限度額及び全体の上限額を超過する場合は、超過分はそのまま自己負担となります。

耐震診断を同時実施した場合、耐震診断の欄の助成額と自己負担額のうち少ない額を助成します。ただし、バリアフリーの助成額と合わせて合計助成上限額を超過する場合は、超過分は自己負担となります。



※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、簡易耐震診断の受診が必要（無料もしくは補助対象内）です。

竹田工務店(株)は、住宅改造費助成事業者、簡易耐震診断員に登録しており、スムーズに手続きを進めることができるので、安心してご相談、ご依頼下さい！

